

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年7月31日 11時10分ごろ
発生場所	大分県豊後高田市長崎鼻北方沖 香々地灯台から真方位342°1,040m付近 （概位 北緯33°41.6′ 東経131°31.2′）
インシデントの概要	水上オートバイ天翔は、浸水により航行不能となった水上オートバイをえい航しようとした際、えい航索が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 天翔、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	291-44382大分、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、波向 北東
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人が乗船した水上オートバイ（以下「同行船」という。）と共に、長崎鼻北方沖で遊走していた。 船長は、同行船が転覆して機関室に浸水し、航行不能となったので、えい航索を取り付けてえい航しようとしたが、転覆して機関室が満水となっている同行船を引くことができず、えい航を断念し、本船船尾からえい航索を取り外す作業を始めた。 船長は、本船の操縦席で機関出力を微調整して同行船との距離を保ち、同行船の船長が本船の船尾からえい航索を取り外したところ、えい航索が本船の海水取入口に吸い込まれてインペラに絡まり、本船は航行不能となった。 船長は、自船及び同行船の救助を要請するため、118番通報した。 船長及び同行船の乗船者は、来援した水難救済会の船舶2隻に救助され、本船及び同行船は同船にえい航され、出航地に帰港した。 船長は、えい航索を取り外す作業を行う際、機関を停止していれば絡索を防ぐことができたと思った。
分析	本船は、同行船の至近において船尾から出したえい航索の取り外し作業中、船長が、同行船との距離を保持しようと機関を使用していた

	ことから、取り外されたえい航索を海水取入口から吸い込み、インペラに絡まって航行不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、同行船の至近において船尾から出したえい航索の取り外し作業中、船長が、同行船との距離を保持しようと機関を使用していたため、取り外されたえい航索を海水取水口から吸い込み、インペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 他船をえい航する水上オートバイの船長は、えい航索の取り付け、取り外しを行う際、えい航索を海水取水口から吸い込まないように、機関を停止して作業を行うこと。